

平成28年度
第2回北栄町国民健康保険運営協議会

日 時 平成29年2月28日（火）

午後7時30分から

場 所 大栄農村環境改善センター

2階 第4会議室

【 日 程 】

1 開 会

2 あいさつ

3 会議録署名人の選任

4 内容

(1) 平成29年度北栄町国民健康保険事業特別会計予算について

資料P3～P4

(2) 平成29年度北栄町国民健康保険事業計画について

資料P5～P10

(3) 北栄町国民健康保険健康づくり事業実施計画（データヘルス計画）について

資料 別冊

5 その他

北栄町国民健康保険運営協議会委員名簿

保険者名 北 栄 町

区 分	氏 名	備 考
被保険者代表	山根 收	
	淀瀬 千賀子	
医療機関代表	岡本 恒之	
	石川 悦子	
公益代表	井中 信一	会長
	永田 洋子	職務代理

任 期 平成29年12月15日まで

平成29年度 国保会計当初予算資料

1. 被保険者数見込み

年度	予算算定人数(見込み)		
	一般被保険者数	退職被保険者数	計
H24	4,455人	478人	4,933人
H25	4,360人	442人	4,802人
H26	4,306人	438人	4,744人
H27	4,176人	366人	4,542人
H28	4,314人	241人	4,555人
H29	4,287人	160人	4,447人

※被保険者数は減少傾向

H29の被保険者数は、H28.11末被保険者数と同数を見込む。

2. 国民健康保険税一人あたりの賦課額(調定額)の見込みについて

年度	予算算定額			実績額		
	医療分	後期高齢分	介護分	医療分	後期高齢分	介護分
H24	59,000円	19,500円	20,500円	59,234円	20,012円	19,779円
H25	67,500円	20,800円	22,400円	66,960円	20,750円	22,040円
H26	67,000円	20,800円	22,000円	64,658円	20,470円	21,730円
H27	64,700円	20,500円	21,700円	63,991円	20,362円	23,010円
H28	63,900円	20,300円	23,000円	72,059円	21,053円	23,597円
H29	72,000円	21,000円	23,500円			

※H29年度算定額は、H28年度本算定実績額で見込んだ。

賦課額の増は、税率改正を実施したため。

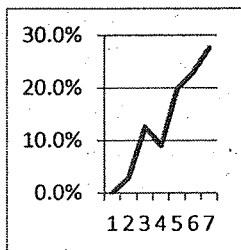
国保税(現年分)

1人あたりの税額(医療費分)		
	一般	退職
一人あたりの税額	72,000	72,000
税額	一般 4,287 退職 160	308,664,000 11,520,000
収納率	一般 97% 退職 97%	299,404,080 11,174,400
滞納分	7,000,000	150,000
総計	306,404,080	11,324,400

1人あたりの税額(後期高齢者支援分)		
	一般	退職
一人あたりの税額	21,000	21,000
税額	一般 4,287 退職 160	90,027,000 3,360,000
収納率	一般 97% 退職 97%	87,326,190 3,259,200
滞納分	1,500,000	50,000
総計	88,826,190	3,309,200

1人あたりの税額(介護分)		
	一般	退職
介護保険	23,500	23,500
税額	一般 1,448 退職 121	34,028,000 2,843,500
収納率	一般 97% 退職 97%	33,007,160 2,758,195
滞納繰越分	1,000,000	30,000
総計	34,007,160	2,788,195

3. 一人当たりの医療費(療養給付+高額療養費)について



年度	療養給付	高額療養	計	伸び率(対H23)	伸び率(対前年比)
H23	216,891円	27,208円	244,099円	0.0%	2.7%
H24	223,288円	27,785円	251,073円	2.9%	2.9%
H25	242,510円	32,286円	274,796円	12.6%	9.4%
H26	235,916円	29,943円	265,859円	8.9%	-3.3%
H27	256,326円	35,977円	292,303円	19.7%	9.9%
H28(見込)	259,840円	40,143円	299,983円	22.9%	2.6%
H29(予測)	269,714円	41,668円	311,382円	27.6%	3.8%

※29年度の一人当たりの医療費は、3.8%増と見込んだ。

国民医療費の伸び率(3.8%)を考慮し、医療費を想定
医療費の総額 311,382円 × 4,447人 = 1,384,715千円

4 当初予算について

(単位:千円)

区 分		H29年度 当初予算A	H28年度 当初予算B	差 引 (A)-(B)	
国民健康保険税	一般分	現年分	419,737	415,850	3,887
		滞納分	9,500	9,500	0
	退職者分	現年分	17,191	25,090	△ 7,899
		滞納分	230	230	0
	小計		446,658	450,670	△ 4,012
国庫支出金	療養給付費負担金(現年・過年)		339,673	317,671	22,002
	高額医療共同事業負担金		12,808	11,907	901
	特定健康診査等負担金		2,307	2,258	49
	財政調整交付金		99,501	92,782	6,719
	システム補助金		2,645	0	2,645
	小計		456,934	424,618	32,316
療養給付費交付金		48,661	64,811	△ 16,150	
前期高齢者交付金		547,595	511,086	36,509	
県支出金	高額医療共同事業負担金		12,808	11,907	901
	特定健康診査等負担金		2,307	2,258	49
	財政・特別調整交付金		86,102	78,063	8,039
	小計		101,217	92,228	8,989
共同事業交付金	高額医療費共同事業交付金		40,336	34,465	5,871
	保険財政共同安定化事業交付金		444,918	447,691	△ 2,773
繰入金	赤字補てん分繰入金		43,162	48,258	△ 5,096
	法定内繰入金		139,267	147,518	△ 8,251
その他(諸収入他)		4,441	3,941	500	
歳入合計		2,273,189	2,225,286	47,903	
総務費		13,734	10,281	3,453	
保険給付費	療養諸費(一般・退職)		1,207,074	1,175,171	31,903
	高額療養費(一般・退職)		185,513	139,572	45,941
	その他給付費		10,622	8,927	1,695
	小計		1,403,209	1,323,670	79,539
後期高齢者支援金		237,934	235,427	2,507	
前期高齢者納付金		872	135	737	
老人保健拠出金		9	12	△ 3	
介護納付金		98,728	93,510	5,218	
共同事業拠出金	高額医療費共同事業拠出金		51,235	47,631	3,604
	保険財政共同安定化事業拠出金		444,390	494,354	△ 49,964
	その他事業拠出金		1	1	0
保健事業費		16,724	15,512	1,212	
その他(予備費含む)		6,353	4,753	1,600	
歳出合計		2,273,189	2,225,286	47,903	

平成29年度

北栄町国民健康保険事業計画

(案)

北栄町

健康推進課

I はじめに

北栄町の国民健康保険は、医療費の年々増加などにより、財政的に極めて厳しい状況が続いています。平成 28 年度には平成 25 年度以来 3 年ぶりとなる税率改正を行うとともに、一般会計からの法定内繰入(と赤字補てん)を行うことによって会計の収支を維持しています。

国民健康保険制度は、国民皆保険体制を維持していく上で重要な役割を果たしており、国保財政の健全な運営、国保加入者の健康維持のために、平成 29 年度において以下に定める取り組み方針に基づいて事務・事業を実施することとします。

II 取り組み方針

1 保険税率の改正

国保会計においては財源不足が続き、平成 22 年度から一般会計による赤字補てん繰入を続け、平成 27 年度においては結果的に赤字補てんは行いませんでしたが、一般会計からの法定内繰入を実施しています。

平成 28 年度では、国保財政の健全な運営のために、平成 25 年度以来 3 年ぶりとなる税率改正を実施するとともに引き続き、一般会計からの法定内繰入(に加え赤字補てん)を行いました。

平成 29 年度においても、財源不足が見込まれますが、被保険者の負担増を考慮し、税率の改正は行わず、一般会計からの法定内繰入と赤字補てんを予定しています。

【税率の推移】

区 分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
医療分	所得割 (%)	5.19	→	→	→	5.62	→	→	6.30	→
	資産割 (%)	23.30	→	→	→	24.8	→	→	26.00	→
	均等割 (円)	22,800	→	→	→	24,800	→	→	28,000	→
	平等割 (円)	19,600	→	→	→	23,400	→	→	26,000	→
	限度額 (円)	→	500,000	510,000	→	→	→	520,000	540,000	→
後期高齢者分	所得割 (%)	1.81	→	→	→	→	→	→	→	→
	資産割 (%)	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	均等割 (円)	7,600	→	→	→	→	→	→	→	→
	平等割 (円)	7,200	→	→	→	→	→	→	→	→
	限度額 (円)	→	130,000	140,000	→	→	160,000	170,000	190,000	→
介護分	所得割 (%)	1.15	→	→	→	1.36	→	→	→	→
	資産割 (%)	7.80	→	→	→	8.00	→	→	→	→
	均等割 (円)	8,000	→	→	→	8,200	→	→	→	→
	平等割 (円)	5,600	→	→	→	5,800	→	→	→	→
	限度額 (円)	100,000	→	120,000	→	→	140,000	160,000	→	→

2 保険税収納率向上の取り組み

(1) 滞納整理の強化

税務課を中心に以下のとおりさまざまな取り組みを実施しながら、滞納整理の強化を図ってきました。結果、徴収率は県内でトップクラスを維持しており、平成 29 年度もこれまでの手法を継続し、高い収納率の維持・向上を目指します。

- ・納付相談等の実施：催告書の送付、臨戸訪問、納付相談の実施
- ・町税等滞納整理対策本部の設置：保育料、上下水道料金、家賃などの徴収部署が連携して徴収を実施
- ・徴収の委託：長期滞納者について鳥取中部ふるさと広域連合に徴収を委託
- ・差し押さえ等の実施：財産調査の実施後、財産差し押さえ、公売等の実施

(2) 口座振替等の納付の推進

窓口における国保加入手続きの際や臨戸訪問時に口座振替を勧奨したり、コンビニ収納を推進したりしてきました。今年度も継続して、口座振替、コンビニ納付を推進します。

(3) 短期被保険者証等の交付

保険税滞納者のうち、納付相談を実施したり納付計画に基づいた納付を行っている場合などには短期被保険者証を交付し収納率の向上を図り、また悪質な滞納者へは税の公平負担の観点から被保険者資格証明書を交付してきました。今年度も引き続き、短期被保険者証（1 か月、3 か月、6 か月）、被保険者資格証明書を交付し、収納率向上を目指します。

3 適用適正化への取り組み

(1) 未適用者の防止

社会保険等の資格喪失者については、早期に国保加入を行うよう啓発を行い、資格を遡及して適用させる必要が生じたときは、給付等に係る事項の取扱いに留意しながら、国保税について遡及して適正に賦課することが必要です。この趣旨にのっとり、平成 29 年度も継続して事務を行います。

(2) 退職者被保険者の適用

厚生年金や共済年金を受けている方で年金加入期間が 20 年以上、もしくは 40 歳以降で 10 年以上の加入期間がある方は、退職者医療制度で医療を受診することができます。その際の保険給付に対しては被用者保険等からの拠出金が交付されるため、退職者医療制度への適用をすることにより国保財政の負担軽減が図れます。

これまで退職被保険者適用の適正化については、加入手続き時の聞き取りにより、また社会保険庁から提供される年金受給者リストの活用により早期の把握に努めてきましたが、今年度も引き続き適用の適正化に努めます。

(3) 資格喪失後受診への対応

社会保険等に加入した後も国民健康保険で受診する「資格喪失後受診」は、本来医療保険者が支払うべき保険給付費を本町の国保が支払うことになるため、資格喪失後の受診をなくすことが医療費適正化への取り組みとなります。

資格喪失後の保険証の回収、また、国保資格喪失後受診に対する保険給付費の返還請求について、平成 29 年度も同様に、適正に対応します。

4 医療費適正化への取り組み

(1) レセプト点検の充実

診療報酬を適正に支払うために、レセプトの確実な点検が重要になっています。平成 29 年度も引き続き、一層の点検強化を図るためレセプト点検員を県や国保連合会主催の研修会へ派遣し、点検員の資質向上を行います。

(2) 特定健診・特定保健指導

平成 20 年 4 月から、国保の 40 歳以上の加入者を対象にメタボリックシンドロームに着目した健康診査及び保健指導（特定保健指導）の実施が義務付けられました。

受診率向上に向けて、町報、告知放送等を活用し周知を行うとともに、自治会の協力を得て、自治会放送やポスター掲示を行ってきました。また、未受診者に対する個別通知の送付、日曜健診の導入などを実施してきましたが、平成 27 年度の受診率は、37.3%で、目標値である 50%に比べ低い受診率(平成 27 年度)となっています。

平成 29 年度については、これまで実施してきた広報、日曜健診、未受診者対策としての受診勧奨通知とあわせ、かかりつけ医との連携など、新たな取り組みを行い、受診率向上を目指します。

(3) 北栄町国民健康保険健康づくり事業実施計画（データヘルス計画）を中心とした健康づくり事業の実施

○ データヘルス計画とは？

国保データベース（KDB）やレセプトデータを分析することにより、町の抱えている健康課題を抽出し、その課題の解決に向けた取り組みを規定した計画です。

○ 計画期間 平成 29 年度～平成 30 年度

○ 計画の見直し

計画中及び計画期間終了後に基準とする数値の分析などや取り組みの反省などを行い、必要な訂正などを実施します。

○ 平成 29 年度時点で北栄町が抱える健康課題

- ・ 健診結果から高血圧を抱える人が多い。
- ・ 糖尿病の重症化予防に取り組む必要がある。
- ・ 日常的な運動習慣がない。
- ・ 特定健診、がん検診の受診率が伸び悩んでいる。

○ 課題解決に向けた取り組み

- ・ 特定保健指導を中心とした高血圧・糖尿病対策
- ・ 糖尿病重症化対策（平成 29 年度新規事業）
- ・ 特定健診・がん健診受診率の向上
- ・ 地域と連携した健康づくり推進事業

(4) 国保データベース（KDB）の活用

国保データベース（KDB）を活用し、地域の健康課題や医療費の把握を行い、医療と健診結果を重層的に分析するなど、効果的な保健指導に活用していきます。

(5) ジェネリック医薬費

ジェネリック医薬品は、平均的に先発医薬品の半額であり、医療費にかかる薬剤費抑制につながります。これまでジェネリック医薬品についての情報提供を行ってきたほか、『ジェネリック医薬品希望シール』を加入等の窓口手続き時や特定健診受診時に配布し、使用普及の啓発を行ってきました。

平成 29 年度も継続した啓発事業としてジェネリック希望シールを配布するほか、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の医療費差額通知を年 2 回行い、医療費（薬剤費）の削減につなげます。

(6) 医療費通知

医療費通知には、受診者にコスト意識を持っていただくことや、制度に対する正しい知識の習得、医療機関の不正請求等の抑制効果を期待し、年間 6 診療月分の通知を行っています。

平成 29 年度も引き続き 2 診療月分を 1 回の通知で行う方法で医療費通知を行います。

(7) 第三者行為の適正処理

交通事故やけんか等、第三者の行為が原因で治療を受ける場合、本来は加害者が治療費を負担すべきもので、国保が負担すべきものではありません。二重給付や不正給付を防止するためにも、速やかに事実関係を調査し、適正な事務処理を積極的に行う必要があります。

今年度も、国保総合システムを有効に活用し、レセプトからの第三者行為の発見に努めます。

5 その他の取り組み

(1) 広報

町民に国保のしくみ、財政状況、事業内容等の周知を図り、関心・理解を深めていただくため、次の媒体を利用し広報を行います。

- ・町報の活用、ケーブルテレビの活用、ホームページの活用

(2) 職場研修の充実

国・県等で開催される国保研修に積極的に参加し、職員等として必要な制度改正等に対応できる能力を習得します。

(3) 協会けんぽ鳥取支部との連携

働きざかり世代が多く加入する協会けんぽ鳥取支部と連携して健診受診率向上などを行います。若いうちから健康に対する意識付けを行うことは、将来国民健康保険に加入したときの医療費の削減につながると見込んでいます。

参考資料 * 下表の「平成28年度」欄は、年度中途のため、未記入となっています。

※単位は千円

1 国民健康保険事業特別会計 決算額の推移
(歳入)

歳入	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
国保税	461,748	23.3%	448,118	23.5%	431,720	19.1%		
補助金・交付金	1,378,220	69.6%	1,254,527	65.8%	1,675,734	74.3%		
繰越金	1,689	0.1%	3,012	0.2%	1,944	0.1%		
基金取り崩し	0	-	0	-	0	-		
その他収入	139,525	7.0%	200,388	10.5%	147,367	6.5%		
(うち赤字補填繰入)	(33,000)	(1.7%)	(77,333)	(4.1%)	(0)	(0%)		
歳入決算額	1,981,182	100.0%	1,906,045	100.0%	2,256,765	100.0%		

(歳出)

歳出	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
保険給付費	1,342,201	67.9%	1,249,859	65.6%	1,357,625	60.6%		
拠出金・納付金	594,280	30.0%	587,935	30.9%	844,232	37.7%		
その他支出	41,689	2.1%	66,307	3.5%	37,174	1.7%		
歳出決算額	1,978,170	100.0%	1,904,101	100.0%	2,239,031	100.0%		

2 国民健康保険税の推移

区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
現年分	調定額	462,253	444,893	428,231	
	収入額	452,391	436,191	420,698	
	収納率	97.9%	98.0%	98.2%	
滞納分	調定額	39,106	38,383	28,284	
	収入額	9,357	11,926	11,022	
	収納率	23.9%	31.1%	39.0%	
合計	調定額	501,359	483,276	456,515	
	収入率	461,748	448,117	431,720	
	収納率	92.1%	92.7%	94.6%	

3 特定健診等の目標と実績

項目		25年度	26年度	27年度	28年度
健診受診率	目標	40%	45	50%	55%
	実績	35.9%	37.2%	37.3%	
指導実施率	目標	25%	30%	35%	
	実績	15.9%	4.0%	28.9%	

○北栄町国民健康保険運営協議会規則

平成17年10月1日

規則第116号

(趣旨)

第1条 北栄町国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)については、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)並びに北栄町国民健康保険条例(平成17年北栄町条例第105号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(招集)

第2条 協議会は、会長が招集する。

- 2 町長から諮問があったとき、又は3分の1以上の委員から会議の趣旨を示した文書をもって招集の要求があったときは、これを招集しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、初めての会議は、町長がこれを招集する。

(定足数)

第3条 協議会は、半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

(議長)

第4条 会議の議長は、会長をもって充てる。

(会議)

第5条 会議の開閉は、議長の宣告による。

第6条 開議、散会、延会及び中止は、議長がこれを宣告する。

第7条 議長は、議題とした議案について町長に説明を求め、又は協議会書記をして朗読させることができる。

- 2 委員が提出した議案については、当該委員に説明を求めることができる。

(表決)

第8条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第9条 議長は、採決するときは、その旨を会議に宣告しなければならない。

- 2 議長が採決した後は、その議題について発言することができない。

第10条 出席委員は、採決において可否を表示しなければならない。

第11条 採決の方法は、呼称、挙手及び起立の3種とし、議長が適宜選用する。

(採決事項の処置)

第12条 会長は、町長の諮問事項について審議し、議決したときは、2日以内に委員2人以上の連署をもって町長に答申しなければならない。

第13条 会長は、委員提出の議案が可決されたときは、委員2人以上の連署をもって町長に建議することができる。

第14条 会長は、被保険者その他利害関係者から意見の開陳があった事項については、その請願書又は聞取書を添えて委員2人以上の連署をもって町長に建議し、又は報告しなければならない。

(請願の採択)

第15条 協議会は、いかなる請願といえども審議前に撤回することはできない。

(会議録)

第16条 議長は、書記をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、2人以上の委員とともに、これに署名しなければならない。

2 前項に規定する会議録に署名する委員は、議長が会議に諮って、これを定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。